

# 重度障がい児者医療型ショートステイ(日帰り) ご利用方法

## <利用可能な方>

- 主に 18 歳未満の障がい児
- 障がい福祉サービス受給者証が交付され、医療型短期入所の支給決定を受けておられる方で、当院で受け入れ可能な方
- 在宅で介護を行う方の病気その他の理由により短期間の利用を必要とする方

## <未登録の方(初回利用)>

### 1. 受給者証の申請

お住いの地域の役場で、障がい福祉サービス受給者証の申請が必要です。

### 2. 事前受診の予約

利用希望日の1 ヶ月以上前かつ前月 15 日までに地域連携センターにお電話ください。その際、「初めて医療型短期入所を利用希望」であることをお伝えください。

例 1) 8/10 利用希望の場合 7/10 まで 例 2) 8/20 利用希望の場合 7/15 まで

※かかりつけの医療機関がある場合は、事前受診日の前日までに紹介状を提出してください。(持参・郵送・FAX 可)

### 3. 事前受診

予約日時に受診してください。問診や診察、場合によっては検査を実施し、利用可否の判断を行います。利用可能となった場合は、関係者で打合せを行います。

### 4. お試しショートステイ

保護者と一緒に利用します。予約日時に小児科外来へお越しください。

### 5. 利用日当日

予約日時に小児科外来へお越しください。

## <登録済の方(2 回目以降)>

### 1. 電話予約

利用希望日の前月 15 日までに地域連携センターにお電話ください。

### 2. 利用日当日

予約日時に小児科外来へお越しください。

## <注意事項>

1. 調整が困難な場合等には、ご予約できないことがあります。
2. 下記の場合は、ご利用日の前日 16 時までに地域連携センターにご連絡ください。
  - ① ご利用時間の変更および中止の時
  - ② お申し込み時と状況が変わった時
  - ③ ご家庭や園・学校などのご利用事業所内で流行性の感染症の発生があった時  
例) 風邪、インフルエンザ、胃腸炎、風疹、はしか、水ぼうそう、おたふくかぜなど
3. 利用時間は原則 9 時～17 時で、日帰り利用です。
4. 利用病棟：鳥取県立厚生病院 4 階病棟
5. 個室等の確保などの事情により、ご希望に沿えない場合があります。

<お問い合わせ> 鳥取県立厚生病院 地域連携センター(土日祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分)  
TEL 0858-22-8181(代表) FAX 0858-22-8210